



くらしの中に

総務省

資料 8

総務省資料

令和 6 年 7 月

分散型エネルギーインフラプロジェクト

R6当初予算額 6.0億円の内数

- 地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるエネルギー供給事業導入計画（マスタープラン）の策定を支援。

補助対象

マスタープランの策定経費（上限2,000万円）

補助率

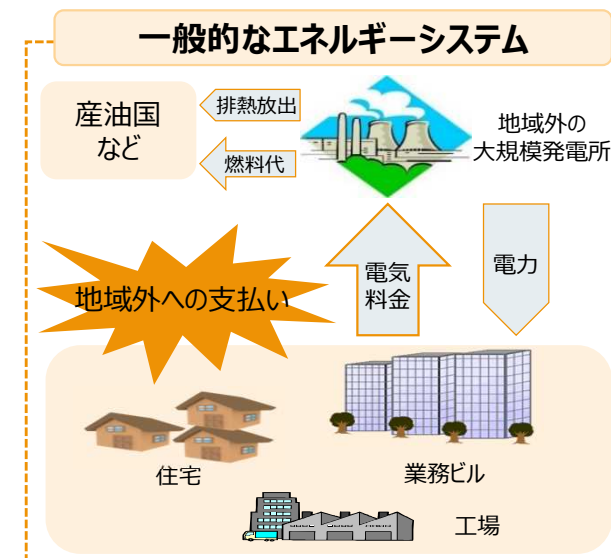
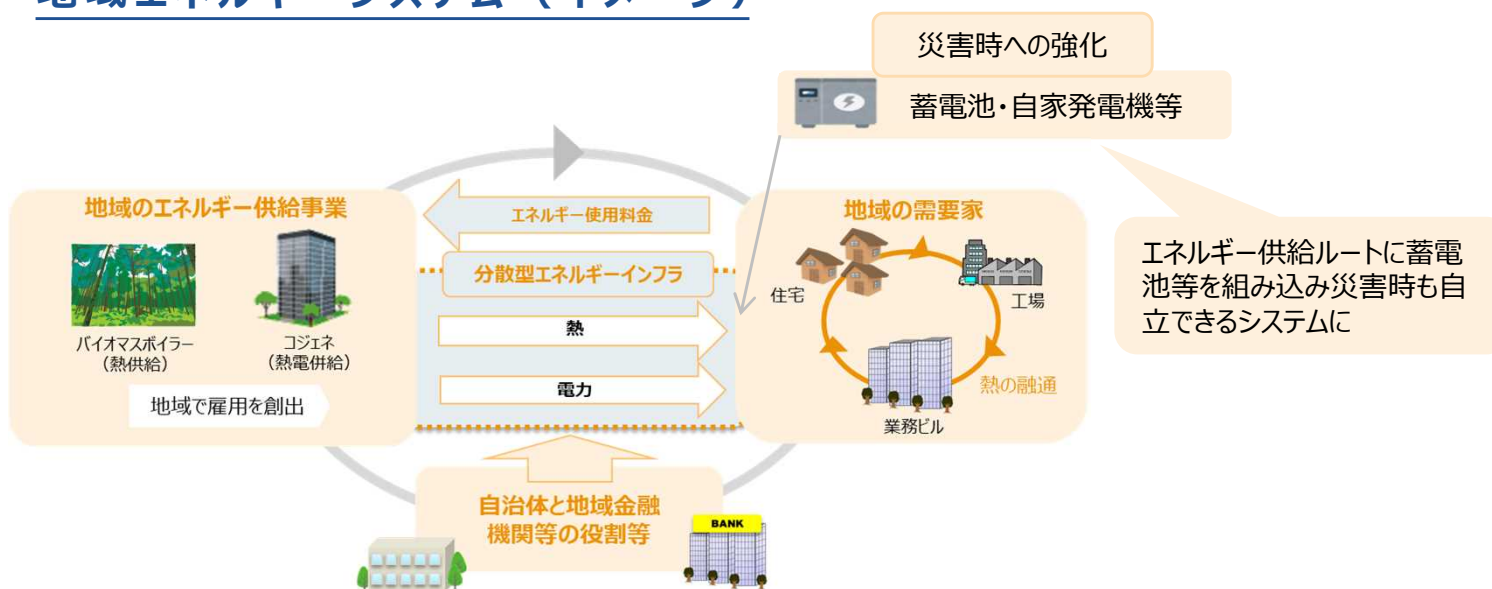
策定経費の1/2（財政力指数0.5未満市町村は2/3、財政力指数0.25未満市町村は3/4、新規性・モデル性の極めて高い事業計画は3/4）

実績

これまでに77の団体が策定（平成26年度～令和5年度）

○各省連携のプラットフォームとして、総務省を窓口とする関係省庁タスクフォース（農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省）を設け、マスタープランの策定段階から事業化まで、徹底したアドバイス等を実施。

地域エネルギーシステム（イメージ）



脱炭素化推進事業

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化に係る地方単独事業（事業期間は令和7年度まで）

対象事業 ※事業費 1,000億円（令和6年度）（脱炭素化推進事業債 令和5年度同意等予定額 約604億円）

- ① 再生可能エネルギー設備等の整備に関する事業
（太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備 など。ただし売電を主たる目的とする場合には、地域内での消費を主たる目的とするものであること。）
 - ② 公共施設等をZEB基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、太陽光発電設備（売電を主たる目的とするものを除く） など）
 - ③ 公共施設等を省エネ基準に適合させるための改修事業等（空気調和設備、照明設備、給湯設備 など）
 - ④ 公共施設等のLED照明導入のための改修事業
 - ⑤ 電動車の導入（公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る）及び充電設備の整備（主として公用車に充電を行うもの）
- ※ ①及び②は新築・改築も対象

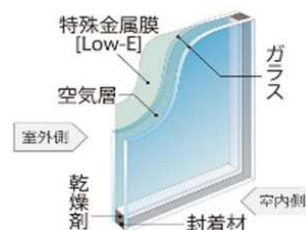
※ ZEB（Net Zero Energy Building）とは、一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物

【事業イメージ】

再生可能エネルギー（太陽光）設備



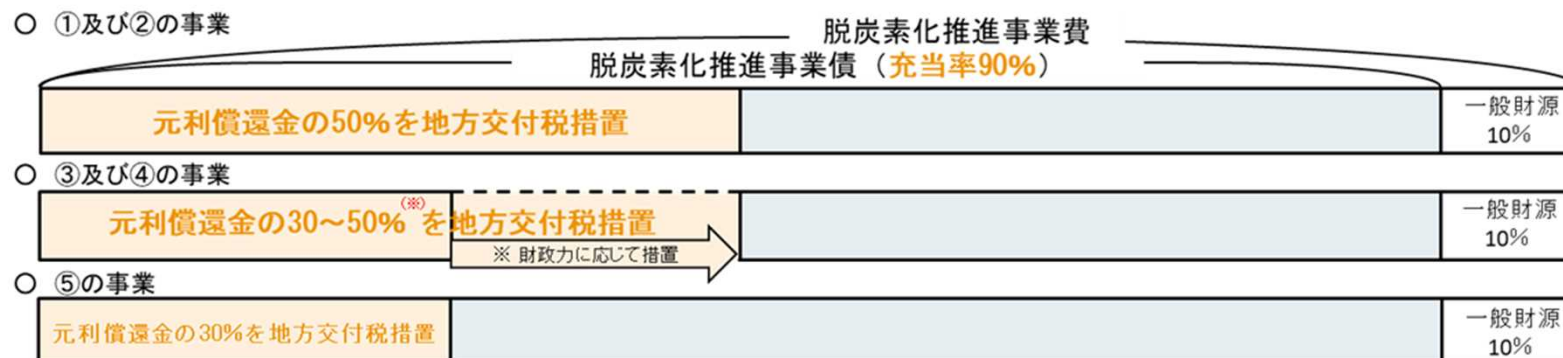
公共施設等のZEB化
（屋根の高断熱化・複層ガラスの導入）



電気自動車の導入



充当率・元利償還金に対する交付税措置



GXアドバイザーの派遣

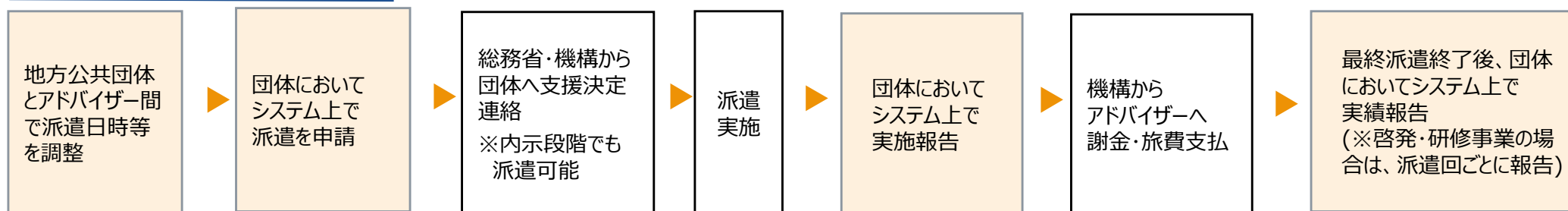
- 政府は、2050年カーボンニュートラル実現、2030年度温室効果ガス排出量46%削減（2013年度比）を目標として掲げている。
- 「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日）では、①**少なくとも100か所の脱炭素先行地域づくり**や、②**太陽光発電、住宅・建築物の省エネ等の重点対策の全国実施**等が盛り込まれるなど、地域主導の脱炭素の取組が重要となっている。
 - ▶ このような中、総務省と地方公共団体金融機構との共同事業である「**経営・財務マネジメント強化事業**」へGX分野を追加し、地域脱炭素に取り組む地方公共団体へアドバイザーを派遣する。

<活用実績> R6.6月末時点 14件

支援分野

- **課題対応アドバイス事業**
地域脱炭素に取り組む地方公共団体に対して、下記の分野において支援を実施。
<地域脱炭素ロードマップの重点対策>
 - ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、②地域共生・地域裨益型再エネの立地
 - ③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導
 - ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上、⑤ゼロカーボン・ドライブ、⑥資源循環の高度化を通じた循環経済への移行
 - ⑦コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり、⑧食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立
- **啓発・研修事業**
都道府県が市区町村の啓発のため支援分野の研修会・相談会を行う場合に、都道府県に対してアドバイザーを派遣

アドバイザー派遣の流れ



謝金・旅費

- **アドバイザーの謝金・旅費は地方公共団体金融機構が負担する。（謝金単価は原則、1時間あたり6,000円）**

※詳細は、地方公共団体金融機構HP掲載の「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業実施の手引き」（下記URL・QRコード）を参照

<https://www.jfm.go.jp/support/development/keieizaimu.html>（機構HPのURL）

（機構HPのQRコード）



地域活性化起業人 ※H26～R2は「地域おこし企業人」

- 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。
- 総合経済対策（R5補正）において、三大都市圏の企業への集中的な周知広報及びマッチング支援を実施。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

- ①三大都市圏外の市町村
- ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村
※R5.4.1現在

活動内容 (例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

- 観光振興
- デジタル人材
- 地場産品の開発・販路拡大
- 地域経済活性化
- 移住促進・交流人口の拡大
- GX
- 等

特別交付税 措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入の期間中に要する経費 上限額 年間560万円／人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円（措置率0.5）／団体
（派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費）

期 間

6ヵ月～3年



※ GX関係のR5年度実績は24人

自治体

民間のスペシャリスト人材 を活用した地域の課題解決へのニーズ

- 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

(協定締結)

民間企業

社会貢献マインド 人材の育成・キャリアアップなど

- 民間企業の新しい形の社会貢献
- 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース (<https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>)

都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員（課）を登録
民間専門家（586名）、先進自治体で活躍している職員（30名（2組織を含む）） （令和6年4月1日現在 計616名・組織）

財政措置

※ 脱炭素関係のR5年度実績は1件

● 対象市町村

- ① 三大都市圏外の市町村
- ② 三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立県に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村

● 財政措置の内容

市町村外在住の外部専門家を**年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい**し、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする。

1市町村当たり、右に示す額を上限額として、最大3年間：**民間専門家活用（560万円／年）、先進自治体職員（組織）活用（240万円／年）**

アドバイザー活用事例（新潟県胎内市）

● 取組事例

ワイン製造施設運営事業において、ワインの品質向上等を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、市職員やワイン製造関係者を対象に、年8回に渡り商品開発や醸造に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

ワインコンクールでの受賞や業界での評価向上に伴い出荷量が増加するとともに、マーケティングの指導も受けた結果、「胎内高原ワイン」のブランド化にも成功した。



アドバイザー活用事例（北海道栗山町）

● 取組事例

栗山町地域おこし協力隊起業アドバイザー招へい事業において、カフェバルの開店を目的にアドバイザー制度を活用。具体的には、協力隊の方を対象に、任期終了後に向けて、延べ12日に渡り起業・ビジネスをするための学習会や経営に関する指導や助言を受けた。

● 成果・効果

飲食業や若者のコミュニティづくりに資する事業を担うことを目標に合同会社を設立。町内駅前通りに活動拠点となるカフェバルをオープンした。

